

大阪広域水道企業団告示第 5 号

平成 23 年度から平成 24 年度までにおける村野浄水場水道残さ運搬業務（単価契約）の委託契約について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 6 条の規定により公告する。

平成 23 年 4 月 20 日

大阪広域水道企業団企業長 竹山 修身

1 入札に付する事項

- (1) 業務名称
村野浄水場 水道残さ運搬業務（単価契約）
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書及び仕様書による。（発注予定数量：別紙仕様書による）
- (3) 契約期間
平成 23 年 7 月 1 日から平成 24 年 6 月 30 日まで
- (4) 履行場所
大阪広域水道企業団の指定する場所

2 入札の方法等

- (1) 本件入札は、大阪広域水道企業団電子入札システム（<http://www.wsa-osaka.jp/nyuusatu-keiyaku/densinyuusatu/>）以下「システム」という。）により行う。
- (2) 本件入札は、あらかじめ予定価格を公表して行う。
予定価格は、平成 23 年 4 月 20 日（水）からシステムにより公表する。

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 成年被後見人
 - イ 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 条）第 11 条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者

エ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者。

オ 営業の許可を得ていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者。

カ 破産者で復権を得ない者

キ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪広域水道企業団入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者及び同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間を経過したと認められる者を除く。）又は、その者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号。以下「新法」という。）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、新法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

(4) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。

(5) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近 1 事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

(6) 最近 1 事業年度の消費税及び地方消費税を完納していること。

(7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 14 条第 1 項の規定による産業廃棄物収集運搬業の大阪府知事の許可（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 2 条第 12 号ロに規定する汚泥に係るものに限る。）

を有する者であること。

(8) この告示の日から開札の日までの期間において、次のア又はイのいずれにも該当しない者であること。

ア 大阪広域水道企業団入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）

イ 大阪広域水道企業団暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）

ウ 企業団との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けている者（この公告の日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。）

(9) 平成 23 年 3 月 31 日時点において平成 23・24 年度大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿中「産業廃棄物（収集・運搬）（種目コード 061）」に登録されている者であること。

4 入札参加資格確認申請手続

本件入札に参加を希望する者は、次により、参加資格確認申請書及び添付資料（以下「申請書類」という。）を提出し、大阪広域水道企業団の確認を受けなければならない。

(1) 申請書類、電子入札公告、仕様書、契約条項等の交付

ア 交付期間

平成 23 年 4 月 20 日（水）午前 10 時から同年 5 月 18 日（水）午後 4 時まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日等」という。）並びに休日等以外の日の午後 7 時からその翌日の午前 9 時までを除く。）

イ 交付方法

システムにより交付する。

(2) 申請書類の提出

ア 提出期間

4（1）に同じ。

イ 提出方法

システムにより行う。

5 入札手続等

(1) 入札書の提出期間

平成 23 年 5 月 31 日（火）午前 10 時から同年 6 月 1 日（水）午後 4 時まで

(2) 開札の日時

平成 23 年 6 月 2 日（木）午後 4 時 30 分

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語および日本国の通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

免除する。

イ 契約保証金

落札者は、大阪広域水道企業団会計規程（平成 23 年大阪広域水道企業団管理規程第 27 号）第 121 条の規定による契約保証金を納めなければならない。ただし、同規程第 123 条第 1 号又は第 3 号に該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。

(3) 入札の無効

入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札心得及び入札公告において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、大阪広域水道企業団により入札参加資格のある旨確認された者であっても、その確認の後、入札時において 3 に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

大阪広域水道企業団会計規程第 113 条の規定に基づいて定めた予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格を記載した入札書を受領した場合にあっては、当該入札書を提出した

者が参加の条件を満たし、かつ、契約の内容を履行することができることを確認するため、当該入札書を提出した者に照会するものとする。

- (5) 契約書の作成
契約書を作成する。
- (6) システムによる入札により難しい場合は、本件入札を中止し、紙入札方式に変更することがある。
- (7) 契約に関する事務を担当する部局名の名称及び問い合わせ先
〒540-0012 大阪府中央区谷町二丁目 3 番 12 号（マルイト谷町ビル 3 階）
(TEL (06) 6944-6047)
大阪広域水道企業団 事業管理部 契約検査課
- (8) 詳細は、電子入札公告による。

7 Summary

- (1) Commissioned duty:
Sludge is carried to the place which Murano Water Treatment Plant specifies
- (2) Period of tender application:
From 10:00 a.m. on April 20 to 4:00 p.m. on May 18, 2011
- (3) Period of tender submission:
From 10:00 a.m. on May 31 to 4:00 p.m. on June 1, 2011
- (4) Bid opening:
4:30 p.m. on June 2, 2011
- (5) For more information, please contact:
Osaka Water Supply Authority
Tanimachi 2-chome, Chuo-ku, Osaka City, Osaka 540-0012 Japan
TEL 06-6944-6047
(We accept applications that are presented in Japanese only.)

